(目的)

第1条 この要綱は、善通寺市補助金等に関する基本方針に基づき、防犯意識の向上及び 犯罪の防止を図るため、防犯灯の設置等について予算の範囲内で補助金を交付し、もっ て安心で安全なまちづくりの促進に寄与することを目的とする。

(対象者)

- 第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助事業者」という。)は,単位自治会とする。 (対象事業)
- 第3条 補助金の対象事業は、次に掲げる事業のうち、市長が適当と認めるものとする。
  - (1) 防犯灯の新規設置(防犯灯用の支柱設置工事を含む。以下同じ。)
  - (2) 既設防犯灯の器具取替え

(対象経費)

- 第4条 補助金の対象となる経費は、次のとおりとする。
  - (1) 防犯灯の新規設置に要する費用
  - (2) 既設防犯灯の器具取替えに要する費用
- 2 設置し、又は取り替えた防犯灯の維持管理等に要する経費(蛍光管等の交換、修繕、 移設、廃止に要する費用及び電気料金等)は、補助金の対象としない。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただ し、前条第1項各号の費用がこれに満たないときは、当該費用の額とする。
  - (1) 防犯灯の新規設置
    - ア 器具 1基当たり15,000円(発光ダイオードを光源とする防犯灯(以下「LED防犯灯」という。)にあっては,20,000円)

イ 支柱 1基当たり50,000円

(2) 既設防犯灯の器具取替え 1基当たり5,000円 (LED防犯灯にあっては,10,000円)

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
  - (1) 善通寺市防犯灯設置等補助金交付申請書(第1号様式)
  - (2) 防犯灯設置等計画書(第2号様式)

- (3) 設置費等の見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行い、 適当と認めたときは、善通寺市防犯灯設置等補助金交付決定通知書(第3号様式)によ り通知するものとする。

(完了届出書の提出)

- 第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは速やかに防犯灯設置等完了届出書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 設置又は取替え箇所の写真
  - (2) 設置又は取替えに要した費用の領収書の写し
  - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の完了届出書が提出された場合は、完了検査を行い、適当と認める ときは速やかに補助金を交付するものとする。

(防犯灯の移設の届出)

第10条 補助事業者は、この要綱に基づき補助金を受けた防犯灯を移設するときは、防 犯灯移設届出書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(防犯灯の廃止の届出)

第11条 補助事業者は、この要綱に基づき補助金を受けた防犯灯を廃止するときは、防 犯灯廃止届出書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。